

食品衛生講座 おもちゃと食品衛生法

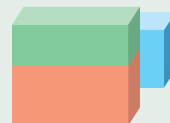
可愛い赤ちゃんが
おもちゃで遊んでいます。



1

2

あっ!



3

4

何でも口に入れちゃうけれど、
大丈夫かしら?



赤ちゃんが口にに入れてしまう
可能性のあるおもちゃを、
「食品衛生法」で
規制していますよ!



ジャン!!



どうして食品衛生法で
「おもちゃ」の規制をしているの?
食品衛生法って食品に関する法律でしょ?

食品衛生法は、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る」ことを目的としています。

おもちゃは食品ではありませんが、乳幼児は身近なものをなめたり、口に入れてしまうので、おもちゃに有害な物質が含まれていると、それが原因で健康を損なう可能性があります。

そこで、主に乳幼児が口に触れて遊ぶおもちゃや、口に入る可能性があるおもちゃを対象に、食品と同じように規格や製造に係る基準を設け、規制しています。



食品衛生法で規制するおもちゃの例

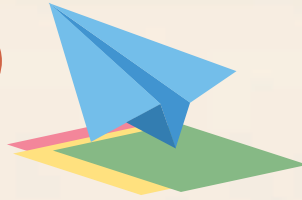
風船



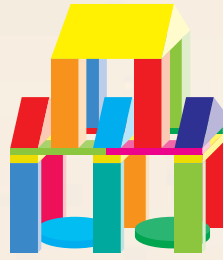
ぬいぐるみ



折り紙



積み木



がらがら



乳幼児が口または唇に触れて遊ぶように作られたおもちゃ



乳幼児用のアクセサリーがん具



乳幼児が遊ぶおもちゃに規格や基準があるのね。どんな内容なの？



食品衛生法では、おもちゃの種類や原材料ごとに規格を設け、有害物質の溶出基準などを定めています。

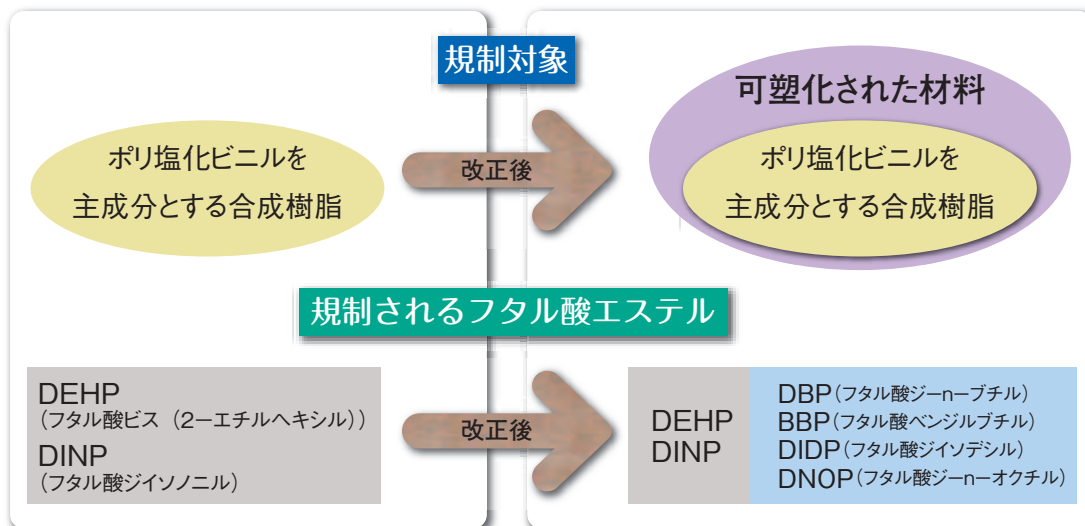
また、おもちゃの製造に着色料を使用する場合の基準も定めています。

「おもちゃまたはその原材料」の溶出基準の定められている主な項目

おもちゃまたは原材料	項目
折り紙	重金属、ヒ素
おもちゃの塗膜	カドミウム、鉛、ヒ素
ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜	カドミウム、鉛、ヒ素、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量
ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分（塗膜を除く）	重金属、カドミウム、ヒ素、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量
金属製のアクセサリーがん具（乳幼児が飲み込むおそれがあるもの）	鉛

平成22年9月6日に、おもちゃに使用する合成樹脂に係る規制を強化するために、おもちゃまたはその原材料の規格の改正が行われました。

この改正で、規制対象とする材料を、ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂に限定せず、^{かそ}可塑化された材料からなる部分にまで拡大し、また、厚生労働大臣が指定するおもちゃに対し、使用を禁止するフタル酸エステルの種類を2物質から6物質に増やしました。



フタル酸エステルって
どんな物質？

プラスチックに柔軟性を与える可塑剤として広く使われています。
一部のフタル酸エステルについては、胎児や乳幼児が多量に
摂取したときの精巣などへの影響が懸念されています。



小さな子供の健康を守るために、食品衛生法が活躍しているのね！
これなら、子供たちがおもちゃで遊んでも大丈夫ね。



おもちゃの規格基準についての詳細は、厚生労働省のホームページを参照してください。

厚生労働省 おもちゃ

検索



まめ知識

可塑剤って何？

ここでいう可塑剤とは、樹脂の成形加工を容易にし、柔軟性を与えるために、樹脂に入り込むように配合する添加剤のことをいいます。規制対象となった可塑化された材料とは、可塑剤が使用された材料をいいます。